

農業特定技能協議会決定第1号

平成31年3月27日

令和4年2月22日一部改正

令和5年1月24日一部改正

令和8年6月25日一部改正

農業特定技能協議会規約

(名称)

第1条 本会は、農業特定技能協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、その構成員が相互に連絡を図ることにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度の趣旨及び優良事例の全国的な周知並びに地域における人手不足の状況の把握等協議を行い、必要な措置を講ずることを目的とする。

(構成員)

第3条 協議会は、別紙1の構成員等により組織する。

- 2 協議会の構成員は、協議会が情報の提供、意見の聴取、現地調査の実施その他の必要な協力を求めたときは、これに協力するものとする。
- 3 協議会は、第1項に規定するもののほか、必要と認める者をオブザーバーとして加えることができる。

(活動)

第4条 協議会は、次に掲げる取組について協議又は情報共有等を行うものとする。

- 一 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨及び優良事例の周知
- 二 受入れに係る人権上の問題等への対応
- 三 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 四 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援（特定技能所属機関等が支援義務を果たせない場合における情報提供等の必要な協力）
- 五 就業構造の変化及び経済情勢の変化に関する情報の把握及び分析
- 六 地域別の人手不足の状況の把握及び分析
- 七 六を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請及び大都市圏の特定技能所属機関による特定技能外国人の引抜き等の自粛要請等を含む）
- 八 特定技能所属機関に対する協議会の会員であることの証明
- 九 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報、課題等の共有、協議等

(運営委員会)

第5条 協議会に運営委員会を設置し、協議会の招集、共有する情報の内容その他の協議会の運営に必要な事項の決定を行うものとする。

2 運営委員会は、別紙2の構成員等により組織する。

(事務局)

第6条 協議会及び運営委員会の庶務は、農林水産省経営局就農・女性課において処理する。

(農業特定技能地域協議会)

第7条 協議会は、地域の実情を踏まえた取組を行うため、別紙3の構成員により構成される協議会（以下「農業特定技能地域協議会」という。）を組織することができる。

2 農業特定技能地域協議会は、地域における第4条各号に掲げる取組について協議又は情報共有を行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、農業特定技能地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は農業特定技能地域協議会が定める。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は運営委員会が定める。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

農業特定技能協議会 構成員及びオブザーバー

【農業分野の特定技能所属機関】

【事業所管省庁】

農林水産省農産局園芸作物課
農林水産省農産局果樹・茶グループ
農林水産省農産局穀物課
農林水産省畜産局企画課
農林水産省経営局就農・女性課

【制度所管省庁】

法務省出入国在留管理庁政策課
警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官
外務省領事局外国人課
厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課

【農業分野の特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

公益社団法人日本農業法人協会
一般社団法人全国農業協同組合中央会
一般社団法人全国農業会議所
労働者派遣形態による特定技能所属機関を構成員とする団体等農林水産省が適当と認める団体

※ その他、有識者（学識経験者、地方自治体）等事務局の判断でオブザーバー参加させることを妨げない。

運営委員会 構成員及びオブザーバー

【事業所管省庁】

農林水産省農産局園芸作物課
農林水産省農産局果樹・茶グループ
農林水産省農産局穀物課
農林水産省畜産局企画課
農林水産省経営局就農・女性課

【制度所管省庁】

法務省出入国在留管理庁政策課
警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官
外務省領事局外国人課
厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課

【農業分野の特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

公益社団法人日本農業法人協会
全国農業協同組合中央会
一般社団法人全国農業会議所
労働者派遣形態による特定技能所属機関を構成員とする団体等農林水産省が適当と認める団体

※ その他、有識者（学識経験者、地方自治体）等事務局の判断でオブザーバー参加させることを妨げない。

農業特定技能地域協議会 構成員及びオブザーバー

【分野所管官公署】

農林水産省地方農政局等
都道府県の農業担当部局

【制度所管官公署】

法務省地方出入国在留管理局
都道府県警察
厚生労働省都道府県労働局

【当該地域の特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

都道府県農業法人組織
都道府県農業協同組合中央会
都道府県農業委員会ネットワーク機構
当該地域の労働者派遣形態による特定技能所属機関を構成員とする団体その他の地方農政局等が適当と認める団体